

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 告示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(土地改良指導課)	25
○土地改良事業の工事の完了の届出.....	(土地改良指導課)	25
○道営土地改良事業の工事の完了.....	(土地改良指導課)	25
○北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準の一部改正.....	(水産経営課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	26
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	26
○平成16年度において競争入札に参加しようとする者に必要な資格等の一部改正.....	(出納局総務課)	26

### 支庁告示

○特定調達契約に係る入札の公告(2件).....	26
--------------------------	----

### 道警察函館方面本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	30
○特定調達契約に係る入札の公告.....	30

## 告 示

### 北海道告示第513号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、追分町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成16年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成16.4.10	理事	大久保 五十六	勇払郡追分町旭697番地
同	同	同	長澤 秀俊	同 向陽800番地
同	同	同	中田 正敏	同 美園422番地
同	同	同	杉 淵 誠司	同 豊栄585番地
同	同	同	千 田 栄 一	同 弥生657番地

同	同	監事	城 寶 敏 克	同	美園453番地
同	同	同	山 木 穰	同	弥生689番地 5
退任	同 16.4.9	理 事	大久保 五十六	同	旭697番地
同	同	同	上 岡 久 之	同	豊栄905番地 2
同	同	同	長 澤 稔	同	弥生505番地
同	同	同	長 澤 秀 俊	同	向陽800番地
同	同	同	岡 征 雄	同	豊栄158番地
同	同	同	中 田 正 敏	同	美園422番地
同	同	同	城 寶 敏 克	同	美園453番地
同	同	監 事	稲 井 政 義	同	春日517番地
同	同	同	佐 藤 光 男	同	旭599番地

### 北海道告示第514号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成16年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
標茶町	上多和1	災害復旧(農業用施設)	平成16.2.20
同	上多和原野1	同	同
同	上多和原野2	同	同
同	上多和2	同	同
同	上多和3	同	同
同	上多和4	同	同
同	上多和5	同	同
鶴居村	中久著呂	同	同 16.3.17
白糠町	和天別1	同	同 16.3.8
同	和天別2	同	同 16.3.3

### 北海道告示第515号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
-----	-------	-------

4月23日から6月30日までの期間「ふるさとづくり運動」の特別推進期間です。

釧路北部	中山間地域総合整備（農業用排水）	平成11.11.30
同	（農道）	同 15. 2.20
釧路東	広域営農団地農道整備	同 15.11.20
昭和	農免農道整備	同 15.10.10
太田北	同	同 15. 9. 1
報徳	同	同 15.11.20
上別保遠野	一般農道整備（広域関連）	同 15.11.10
下仁多	ため池等整備〔一般型〕	同 15. 8.29

北海道告示第516号

昭和54年北海道告示第3590号（北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準）の一部を次のように改正する。

平成16年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

第4沿岸漁業改善資金の借受主体の事項中「第2の2(2)ウ」を「第2の1(2)イ(ウ)」に改める。

北海道告示第517号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 虻田郡豊浦町字東雲町150の1・150の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第518号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡中札内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡中札内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第519号

平成16年北海道告示第5号（平成16年度において競争入札に参加しようとする者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

平成16年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

第2の2の(1)のアのイの事項中「結果通知」の次に「（平成16年3月1日以降に経営事項審査を申請した者にあつては、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知）」を加える。

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第18号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月18日

北海道上川支庁長 青木 次郎

- 1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

工 事 名 西岡ダム建設事業本体工工事

工事概要 本体掘削工 V = 287,300m<sup>3</sup>、提体工 V = 320,080m<sup>3</sup>、監査廊工 L = 298m、洪水吐工 L = 265.9m、基礎処理工、雑工 1式、仮設工 1式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約締結の翌日から平成21年12月20日まで

(4) 履 行 場 所 北海道上川郡剣淵町字ペオツペ原野

(5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する一般土木工事の資格を有すること。

(2) 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(4) 単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業にあつてはアの要件を、特定建設工事共同企業体にあつてはイの要件をすべて満たしていること。

ア 単体企業の要件

(ア) 2の(1)の資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,020点以上であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第17条に規定する特定建設業者であり、かつ、本工事に対応する建設業の種類について、その許可を受けて4年以上当該建設業を営んでいること。

(ウ) 過去10年間に、ロックフィルダム工事を元請として施工した実績を有すること。  
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

(エ) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった

場合は、この限りではない。

(オ) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

(カ) ダム工事総括管理技術者を工事に専任で配置できること。

(キ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(ク) 本工事の施工計画が適正であること。

イ 特定建設工事共同企業体の要件

(ア) 特定建設工事共同企業体は、アの(エ)、(オ)、(カ)及び(ク)の要件をすべて満たしていること。

(イ) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2の(1)から(3)まで、(4)のアの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(キ)の要件をすべて満たしていること。

(ウ) 構成員の数は、2社又は3社であること。

(エ) 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

(オ) 特定建設工事共同企業体の代表者は、アの(ア)の評定数値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

(カ) 本工事の入札に参加する特定建設工事共同企業体の構成員は、単体企業、他の特定建設工事共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年5月18日（火）から6月23日（水）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号  
北海道旭川土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所企画総務部工事契約課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川支庁合同庁舎3階北海道旭川土木現業所入札室（送付による場合は、郵便番号 079 - 8613 北海道旭川土木現業所企画総務部工事契約

課)

(2) 入 札 日 時 平成16年8月6日(金)午前10時(送付による場合は、必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入 札 保 証 金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国(公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、特定建設工事共同企業体の場合にあっては、その構成員の1社以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

(2) 契 約 保 証 金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する特定建設工事共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じにする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その特定建設工事共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無  
無

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道旭川土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151号第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

必要とする。

11 予 定 価 格 等

(1) 予定価格 4,218,900,000円(消費税等を含む。)

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格  
設定している。

(3) 入札の執行回数は1回とし、再度の入札は行わない。

(4) 最低価格の入札者は、入札終了後、速やかに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

(5) 入札執行の際、入札者が1者以下の場合は、入札を中止する。

12 そ の 他

(1) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が特定建設工事共同企業体の場合にあって、

その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成16年6月3日(木)午後1時から  
イ 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号  
北海道旭川土木現業所入札室

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部工事契約課  
イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号  
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 4121

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- A . Subject matter of the contract : The Nishioka dam construction works, main part construction  
B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., August 6, 2004  
C . Contact point for the notice : Construction Contracts Division Planning and General Affairs Department Asahikawa District Public Works Management Office : 6-19-1-1 Nagayama Asahikawa-City Hokkaido, 079-8613 Japan  
Phone : 0166-46-5111 Extension 4121

**北海道宗谷支庁告示第2号**

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月18日

北海道宗谷支庁長 佐藤俊夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 マニアスプレッダー10.0t以上 1台  
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。  
(3) 納入期日 平成16年10月29日  
(4) 納入場所 北海道宗谷支庁長が別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道稚内市末広4丁目2番27号 宗谷合同庁舎2階6号会議室  
(送付による場合は、郵便番号 097 - 8558 北海道宗谷支庁総務部会計課)  
(2) 入札日時 平成16年7月1日 午後1時30分(送付による場合は、平成16年6月30日までに必着)  
(3) 開札場所 (1)に同じ。  
(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 ホイールローダ(バケット容量2.0立方メートル以上)1台  
スラリローリー(10.0t以上)1台  
(2) 予定時期 平成16年6月頃

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道稚内市末広4丁目2番27号  
北海道宗谷支庁総務部会計課  
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道宗谷支庁総務部会計課  
イ 所 在 地 郵便番号 097 - 8558 北海道稚内市末広4丁目2番27号

電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 2224

10 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured : Manure Spreader (Max. Loading Cap. 10t) 1
- B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., July 1, 2004  
(If mailed, bids must arrive no later than June 30)
- C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Souya Subprefectural Office, Hokkaido Government, 27-Gou, 2-Ban, 4-Chome, Suehiro, Wakkanai, Hokkaido, 097-8558, Japan  
Phone : 0162-33-2510 Extension 2224

道警察函館方面本部告示

北海道警察函館方面本部告示第16号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年5月18日

北海道警察函館方面本部長 角 森 正 人

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成16年5月18日に一般競争入札の公告を行う四輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約
- (2) 資 格 四輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物 品 等 の 種 類 四輪車用運転シミュレータ装置

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成16年6月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- (2) 過去2年間において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (3) 調達物品の保守点検が可能なる者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成16年5月18日から6月16日までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道警察函館方面本部会計課
- イ 提出先の所在地 北海道函館市五稜郭町15番5号

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道警察函館方面本部告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年5月18日

北海道警察函館方面本部長 角 森 正 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成16年10月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道警察函館方面本部告示第16号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部3階会議室（送付による場合は、郵便番号 040 - 8511 北海道函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課）
- (2) 入 札 日 時 平成16年6月28日 午後1時30分（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察函館方面本部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 040 - 8511 北海道函館市五稜郭町15番5号  
電話番号 0138 - 31 - 0110 内線 2232

9 Summary

- A . The nature and quantity of products to be procured : Four Wheel Vehicle Driving Simulator Equipment for Group Education 1 set (leasing fee per month)
- B . Bid tendering time and date : 1 : 30 P. M., June 28, 2004
- C . For further information, please contact : Finance Division, Hokkaido Hakodate Area Police Headquarters 15-5 Goryokaku-chou, Hakodate, Hokkaido, 040-8511 Japan  
Phone : 0138-31-0110 Extension 2232

正 誤

平成16年3月12日(第1551号)

北海道告示第261号(都市計画の変更の決定)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

85 右 26

誤 深川市1条南1丁目

正 深川市1条

85 右 27

誤 一已5丁目通

正 一已5丁目線

85 右 31

誤 深川市新光町

正 深川市新光町1丁目

85 右 35

誤 深川市錦町西1丁目

正 深川市錦町西

